

静岡県保育士修学資金貸付 申込みのしおり

令和6年度版

令和6年3月発行

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

目 次

1 制度概要	1
2 貸付申請について	2
3 貸付決定等について	5
4 返還免除対象となる業務	6
5 修学資金に関する手続一覧	7
6 注意事項	9

付 錄 修学資金様式（様式第1号～第27号）

※様式は、ページ番号を消して複写したものを使用してください。

※年号は和暦表記で記載してください。

修学生の覚え書(必ず記入してください)

決定番号 _____

氏 名 _____

借入期間 令和6年 4月から 令和7年 3月まで

借入月額 50,000 円

入学・就職準備金 , 000 円

借入れ総額 , 000 円

連帯保証人

住 所 〒 _____

氏 名 電話番号 _____

1 制度概要

(1) 趣 旨

保育士養成施設（以下、「養成施設」という。）に、入学（在学）する方に、修学資金等を貸付することで、保育士の資格取得の促進と確保、保育所等への就労定着を目的とします。

(2) 貸付内容

貸 付 額	修学資金	月額5万円（計120万円以内） ※年度毎の貸付申請・決定額は、60万円です。
	入学準備金 就職準備金	各20万円（各1回限り）
	生活費加算	生活保護受給対象世帯程度の方に、生活扶助基準額を基本とした相当額
貸付期間	修学資金（生活費加算含む）は2年間を限度	
貸付利子	無利子	
資金交付	口座振込にて交付（入学・就職準備金は各1回）	

※高等教育修学支援新制度を利用される場合は、減免額と授業料等の差額が保育士修学資金の貸付額となります。

(3) 返還免除（次のすべてを満たした場合、申請により返還が免除されます。）

①養成施設を卒業した日から1年内に、保育士登録を行い、

②常勤（並み）の勤務形態（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）で5年間（過疎地域または中高年離職者の従事の場合は3年間）継続して

③静岡県（以下、「県」という）内の指定施設において、保育士等として勤務（児童の保護等の業務に従事）した場合

※ 過疎地域・・・南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町、下田市、
旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町、旧戸田村、
旧川根町、旧土肥町

※ 中高年離職者・養成施設入学時点において45歳以上で、かつ離職して2年以内の方

(4) 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能ですが。但し、期間ごとの申請が必要です。）

①養成施設卒業後1年内に県内の指定施設において保育士業務に従事しているとき（5年を限度とする。）※毎年度就労状況確認を行います。

②修学資金の貸付期間が終了（貸付契約の解除）した後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき（正規の修学期間を限度とする）

③災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行できないと認められるとき（2年を限度とする）

※いずれも年度ごとの申請が必要となります。

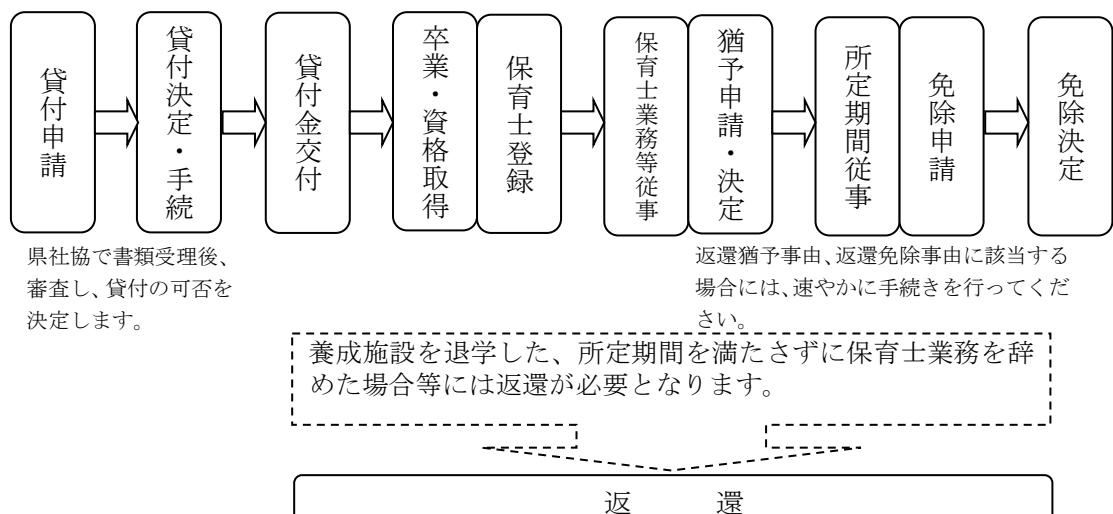
(5) 返還

返還の事由が生じた場合は、次のとおり貸付金の返還が必要です。

期間	4年以内（貸付期間の2倍に相当する期間以内）
方法	月賦または半年賦の均等払い（一括または繰上げ返還も可）
延滞利子	返還期限内に返還されない場合は、延滞日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子が加算されます。

(6) 申請から貸付、返還免除までの流れ

貸付申請は、当該年度の4～6月のみ（定める日まで）となります。（養成施設入学・進級後）



2 貸付申請について

申請ができる方は、令和6年度に養成施設に入学をした方、または在学中の方です。

予算の範囲内で貸付を行うものであり、資金貸付を約束するものではありません。

(1) 申請者の要件

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①養成施設に在学し、県内で保育士業務に従事する意思を有する。
- ②他県が実施する保育士修学資金を借受けていない。
- ③卒業後、5年以上県内の指定施設で保育士業務に従事する意思を有する。
(過疎地域で従事した場合または中高年離職者の場合は3年以上)
- ④養成施設長の推薦を受けられる。

申請から貸付(資金交付)の流れ（貸付希望者）

時期	内 容
4月	<p>《養成施設入学(進級)》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>申請受付開始（令和6年4月1日）</p> <p>養成施設で貸付申請書を取得し、必要事項を記入し、養成施設長に申込む。（養成施設長の推薦が必要） 養成施設長は希望者を取りまとめて期日までに申し込む。 (貸付申請書は県社協ホームページからもダウンロード可)</p> </div>
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>貸付申請 受付締切（令和6年6月17日(月)）</p> </div>
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>書類審査→貸付可否の決定（令和6年7月中旬：予定）</p> <p>貸付決定通知 借用書類（借用証書、誓約書、口座振替依頼書）の提出 ※いずれも養成施設を経由した通知交付、書類提出となります。 ※高等教育修学支援制度利用者の決定は、減免額決定後となります。</p> </div>
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>貸付資金交付開始（令和6年9月～：予定）</p> <p>第1回交付（9月予定）：4月分から9月分、入学準備金を加えて資金を交付。 第2回交付（12月予定）：10月分から3月分、就職準備金を加えて資金を交付 ※資金交付計画表（決定時に通知）により、口座振込します。（資金交付ごとの通知はしません。）</p> </div>
3月	資金交付終了

(2)生活費加算を申請する場合

上記(1)の要件に加え、次のいずれかを満たしていることが必要です。

- ①貸付申請時において生活保護世帯に属する方
- ②貸付申請時に生活保護世帯ではないが、生活状況が同程度と認められる方

(3) 中高年離職者

申請者が養成施設入学時点において 45 歳以上、かつ離職して 2 年以内の場合は、中高年離職者として申請できます。

①返還免除に関する従事期間が 3 年間となります。

②申請時に申告することが必要です。(貸付決定後に申告をいただいても承認できません。)

(4) 連帯保証人 (次の要件を満たす方を立てる必要があります。)

①成年の方で(独立した)生計を営む中心の方となります。申請者が在学中のため、父母等が連帯保証人となります。

ただし、申請者が児童養護施設等、社会的養護を必要とし、父母等を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合は、父母等以外の方で結構です。

①連帯保証人が父母等以外の場合は、申請者と別に独立して生計を営んでいる必要があります。

(5) 申請方法

①貸付申請書は、養成施設から入手してください。

(県社協ホームページからもダウンロードできます。)

②貸付申請書は、養成施設が定める日までに提出してください。

なお、個人からの直接の申請は受付しません。

③貸付期間は最大 2 年間ですが、貸付申請手続きは毎年度必要です。初年度貸付を受けた場合でも、翌年度の貸付を約束するものではありません。

(6) 入学準備金及び就職準備金の貸付申請について

入学準備金、就職準備金のみの貸付申請はできません。修学資金とあわせて申請をしてください。

①入学準備金は入学年次、就職準備金は卒業年次のみの申請となります。

②貸付期間は最大 2 年間であり、修学年数が 3 年以上の養成施設に在学する場合は、既に修学資金の貸与を受けている場合に限り、卒業年次に就職準備金の申請を行うことができます。(例：1、2 年生で修学資金の貸与を受け、4 年生で就職準備金を申請)

(7) 貸付申請書類記入上の注意

①年号は、各種申請書類を含め、和暦表記してください。

②ダウンロードした様式にパソコン等で直接入力ができますが、申請者・連帯保証人欄等は、それぞれ本人が自筆で署名してください。

自筆でない場合や同一人物が複数の記載を行ったと認められる場合は、申請書類の受理をしません。

③文字を訂正する際は、二重線で訂正し、訂正印を押してください。
申請書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付決定することができませんので注意してください。

3 その他

(1) 貸付決定について

貸付決定は、令和6年7月中旬までに行う予定です。「貸付決定通知書」(不承認の場合は「貸付不承認決定通知書」)は養成施設を通じて通知します。

(2) 生活費加算について

- ①生活費加算と生活保護を同時に受けることはできませんので、生活費加算を申請する場合は、生活保護の廃止（生活保護廃止通知の写しを添付）または世帯分離を行うことが必要です。
- ②修学資金の貸付けを受けずに、生活費加算のみを申込むことはできません。
- ③貸付期間中の転居、加齢等により級地区分の変更や生活扶助基準額の見直しがあった場合でも、加算額の変更はしません。

(3) 個人情報の取扱いについて

この貸付事業において収集した個人情報は、この事業のために必要な範囲内で使用します。

(4) 遵守事項

借受人及び連帯保証人は次の事項を厳守してください。遵守事項に反した場合は、貸付を取消し、一括で貸付金の返還を求める場合があります。

- ①借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく本会に届け出ること。

- ア 住所を変更したとき
- イ 改名・改姓したとき
- ウ 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
- エ 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
- オ 死亡、または所在不明になったとき
- カ その他変更事項があったとき

- ②制度の趣旨に反した使用を行わないこと

- ア 貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき
- イ 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき

- ウ 故意に返還金の支払いを怠ったとき
- エ 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
- オ その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

(4) 県社協と借受人及び連帯保証人との間で、調停または訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とします。

4 収還免除対象となる施設（「従事先施設等」）一覧

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業
一	国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研究センター、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む）
児童福祉法	児童発達支援を行う施設等（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）、放課後等デイサービスを行う施設等、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所に設けられた児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、認可外保育施設（届出を行った施設、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設、病院内保育所運営事業の助成を受けている施設、国、都道府県または市町村が設置する施設）
学校教育法	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設、認定こども園への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園
子ども・子育て支援法	離島その他の地域において特例保育を実施する施設、企業主導型保育事業

5 修学資金に関する手続一覧

区分	事項	提出書類	様式
在 学 中	資金の貸付を受けようとする時	①貸付申請書 ②養成施設長の推薦書 ③住民票（ <u>世帯全員の記載のあるもの</u> ） ※申請者、扶養者、連帯保証人分（ <u>本籍地及びマイソバの記載のないもの</u> ） ※発行後3ヶ月以内での、申請書に記入した現住所の住民票 ④所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員について以下のいずれか一つを提出） ア 源泉徴収票の写し イ 確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるものもしくは、受付印が無いものは「所得証明書」か「申告内容確認票の写し」） • 高等教育修学支援新制度を利用される場合は、減免額、入学金、授業料等の確認資料の提出が必要です。 • （中高年離職者）離職して2年以内であることを証明する書類 ※次のいずれか一つ ア 雇用被保険者離職証明書 イ 離職先の会社等による離職証明書 •（児童養護施設に入所している等法定代理人を連帯保証人として立てられない場合） ア 施設長の意見書（児童養護施設等） イ 児童相談所長意見書（里親等）	第1号 第2号 —
	生活費加算を申請する場合	(上記に加え以下の書類の提出も必要となります) ①生活保護受給証明書 ②福祉事務所長の意見書 ③生活費加算要件を満たす経済状況であることを証明する書類 ※該当するものを一つ ア 地方税法295条第1項に基づく市町村民税非課税証明書 イ 市町村民税減免決定通知等、当該事実を証明する書類 ウ 国民年金保険料免除決定通知等、当該事実を証明する書類 エ 国民健康保険一部負担金減額免除徵収猶予決定通知等、当該事実を証明する書類	第26号 第27号 — — 第3号
	貸付決定を受けた時	①誓約書 ②振込口座届出書 ③借用証書（収入印紙を貼付）	第4号 第5号 第6号

区分	事項	提出書類	様式
在学中	貸付を受けることを辞退する時	辞退届	第7号
	在学中に定期的に提出	毎年4月末日まで：在学証明書 年に1回：就学確認書（10月）	— 第8号
	休学（復学）した時	休学・復学・退学届	第9号
	退学した時	休学・復学・退学届 返還協議書	第9号 第10号
	停学の処分を受けた時	停学・退学処分届	第11号
	退学の処分を受けた時	停学・退学処分届 返還協議書	第11号 第10号
	貸与契約解除後も引き続き養成施設等に在学している時	修学資金返還猶予申請書 在学証明書	第12号 —
	卒業年次に就職準備金のみを申し込む場合	就職準備金貸付申請書	第13号 —
	卒業した時	卒業（修了）届 卒業証書または養成機関を修了したことが確認できる書類を添付	第14号 —
卒業後・就業後（修学資金等の貸付が完了した者）	保育士登録をした時	資格登録届 保育士証の写し	第15号 —
	保育所等に従事し始めた時	業務開始届 採用辞令書または雇用契約書の写し	第16号 —
	卒業後1年以内に保育士の登録を受けなかった、若しくは免除対象となる業務（以下「免除対象業務」という。）に従事しなかった時	返還協議書	第10号
	保育士登録を行った者が免除対象業務に従事することができなかつた場合で、卒業後2年以内に免除対象業務従事する意思がある時	修学資金返還猶予申請書	第12号
	業務従事中に定期的に提出	毎年4月末日まで：就業確認書又は就業証明書 年に1回：就業確認書（10月）	— 第17号
	引き続き5年（例外3年）間免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時	修学資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第18号 第19号
	上記以外で、2年以上免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望する時	修学資金返還債務免除申請書 返還協議書 業務廃止届 業務従事期間証明書	第18号 第10号 第20号 第19号
	修学資金の返還債務の免除を受ける前に免除対象業務に従事しなくなった時	業務廃止届 返還協議書	第20号 第10号

区分	事項	提出書類	様式
	返還債務の免除を申請せず返還を希望する時	返還協議書	第10号
卒業後・	免除対象業務の施設等を変更した時	業務従事施設等変更届 以前の勤務先で従事していたことを証明する書類 転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し 業務従事期間証明書	第21号 — — 第19号
その他	死亡または障害、行方不明等により修学資金を返還することができなくなったとき	死亡・行方不明等届 ※死亡届または住民票除票を添付してください。	第22号
	住所または氏名を変更した時	住所・氏名等変更届 ※転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付してください。	第23号
	連帯保証人を変更したい時	連帯保証人変更届 連帯保証人の住民票・印鑑証明書	第24号 —
	連帯保証人の住所または氏名等に変更がある時	連帯保証人住所・氏名等変更届 それを証明する書類（住民票等）	第25号 —

※貸与中又は卒業後に住所や氏名を変更した場合は、速やかに住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を、「静岡県社会福祉協議会 生活支援課（〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70 TEL054-254-5244）」まで提出してください。

6 注意事項

(1) 決定番号について

貸付決定時に付した決定番号で、個々の貸付金の状況を管理しています。修学資金の貸与決定時に付与する決定番号は、修学資金に関するすべての手続が完了するまで（免除又は返還の終了まで）使用します。

(2) 返還の猶予期間中の転職について

養成施設を卒業後、免除対象施設等（「従事先施設等」：6 ページ参照）に就業する方は、返還の猶予申請をしてください。また、別の施設に転職される場合、引き続いて免除の期間として算入するためには、前の施設の退職月の翌月中までに新しい業務に就業する必要があります。

《例》：令和 6 年 8 月 15 日付けで退職した場合には、令和 6 年 9 月 30 日までに業務に従事する必要があります。

(3) 就業後の返還の猶予について

就業してから出産休暇・育児休暇など、就業先の規程により休職等される場合は、返還猶予の対象となりますが、事前に申請が必要です。

なお、休職せず退職される場合には、返還していただく場合があるので、

必ず連絡してください。

(4)一部免除について

貸与を受けた期間以上、かつ2年間以上引き続いて保育所等に従事したときは、申請により一部免除を受けられる場合があります。

<一部免除の計算式>

$$\text{免除額} = \text{貸与を受けた金額} \times \{\text{就業した月数} / (\text{貸与月数} \times 5 / 2)\}$$

※ 「貸与月数」が24月未満の場合は、24月とする。

※ $\{\text{就業した月数} / (\text{貸与月数} \times 5 / 2)\}$ が1を超えるときは1とする。

※ 免除期間が3年に該当する者は、「5」を「3」に置き換える。

貸与月数が24月未満の場合は、上記の計算式による貸与額に「就業した月数／60」を掛けた額が免除額となります。

《例1》1年間貸与を受けた後、養成施設を卒業後、4月1日に保育所等に就労し、かつ4月1日に保育士登録され、4年勤務した場合（産休・育休期間等除く）。

借入金額 800,000円

（修学資金 50,000円×12月+就職準備金 200,000円）

$$\text{免除額} = (\text{借入額}) 800,000 \text{円} \times 48 \text{月} / (24 \text{月} \times 5/2) = 640,000 \text{円}$$

（返還額：160,000円）

《例2》2年間貸与を受けた後、4月1日に保育所等に就労し、4月25日に保育士登録し、3年勤務した場合（産休・育休期間を除く）

但し、初年度の就労開始月は登録日が月途中であり算入されない。

借入金額 1,600,000円

（修学資金 50,000円×24月+入学・就職準備金 400,000円）

$$\text{免除額} = (\text{借入額}) 1,600,000 \text{円} \times 35 \text{月} / (24 \text{月} \times 5/2) = 933,333 \text{円}$$

（返還額：666,667円）

※ 就業期間は、保育士として就業した期間となり、保育士登録日以降が免除対象期間となります。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、及び保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援等を図るための費用を予算の範囲内で貸付けすることについて必要な事項を定める。

(貸付の対象者)

第2条 保育士修学資金、保育補助者雇上費、保育料の一部、就職準備金及び子ども預かり支援に関する事業の利用料金の一部（以下「修学資金等」という。）の貸付けの対象者は、次に掲げる者とする。

(1)保育士修学資金

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者

(2)保育補助者雇上費

静岡県（以下「本県」という。）内に所在地のある、次のいずれかの要件を満たす施設又は事業者

ア 新たに保育補助者の雇上げを行う次の施設又は事業者

①児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

②児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業者

③児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業者

④子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業を行う者

イ 保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記アの①から③の施設又は事業者であって、県社協会長が適当と認める者

(3)未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

次のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週 20 時間以上の勤務を要すること。

ア 未就学児を持つ保育士であって、次に掲げる本県内に所在地のある施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に、新たに勤務する者

①児童福祉法第 7 条に規定する保育所

②学校教育法（昭和 22 年法律第 26 条）第 1 条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの

- ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・③に定める認定こども園への移行を予定している施設
- ③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ④児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けた事業
- ⑤児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行った事業
- ⑥児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行った事業
- ⑦子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑧児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ⑨企業主導型保育事業
 - イ 本県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

(4) 就職準備金

次の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、第3条2の(1)保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

ア 以下に掲げる保育所等を離職した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ⑤ 学校教育法第1条に規定する幼稚園

イ 保育所等に新たに勤務する者

ウ 直近の保育士としての離職日から、保育士として再就労するまでの間に、あらかじめ、県社協静岡県社会福祉人材センターに氏名及び住所等の登録を行っている者

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

以下の要件のいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士

ア 未就学児を持ち、保育所等を利用している者

イ 保育所等における勤務の時間帯により、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利

用する者

(貸付期間及び貸付額)

第3条 貸付期間（就職準備金を除く。）は、次に掲げる期間とする。

(1)保育士修学資金

養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(2)保育補助者雇上費

保育補助者が保育補助者雇上費の貸付を受けた本県内の保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

(3)未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

(4)未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

2 貸付額は、以下のとおりとする。

(1)保育士修学資金

月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができる。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であって、養成施設に在学する者には、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算（以下「生活費加算」という。）をすることができる。

(2)保育補助者雇上費

年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付けにより2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算することができる。なお、貸付けに当たっては、第2条(2)ア②及び③の貸付対象者については、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、第2条(2)ア④の貸付対象者については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除く。

(3)未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

(4)就職準備金

200,000円以内とする。ただし、保育士の有効求人倍率が一定以上の場合（貸付

申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による県内の保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合）においては、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができます。なお、貸付けは同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

貸付対象者が子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第4条 修学資金等は、県社協会長と貸付の決定を受けた者（以下、「借受人」という。）との契約により貸付ける。

2 貸付利子は、無利子とする。

3 貸付金の交付は、就職準備金貸付を除き、毎月行う。ただし、必要と認められる場合は、2月分以上を併せて貸付けすることができる。

なお、保育補助者雇上費については、貸付総額を貸付月数で割戻し、端数が生じた場合は該当年度の貸付最終月に含める。

(貸付申請)

第5条 修学資金等の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める期日までに県社協会長に提出しなければならない。

(1) 保育士修学資金

- ア 保育士修学資金貸付申請書
- イ 在学する養成施設の長の推薦状
- ウ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後3か月以内のもの）
- エ 第10条(1)に規定する中高年離職者にあっては、離職証明等客観的に離職を確認できる書類

(2) 保育補助者雇上費

- ア 保育補助者雇上費貸付申請書
- イ 保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかについての計画書（勤務環境改善計画書）
- ウ 保育補助者が保育士資格の取得を目指すことが確認できる書類（保育補助者の資格取得等に係る誓約書）
- エ 既に雇用している保育補助者を対象とした貸付けの申請書（既雇用保育補助者申請書）

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

- ア 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書
- イ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後3か月以内のもの）
- ウ 所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）
- エ 保育士証の写し

- オ 市町が発行する保育所等利用決定通知及び保育料の額が確認できる書類
- カ 雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）

(4)就職準備金貸付

- ア 就職準備金貸付申請書
- イ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後3か月以内のもの）
- ウ 所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）
- エ 保育士証の写し
- オ 前職勤務施設の退職年月日がわかる書類（在職証明書等）
- カ 新たに勤務することとなったことが確認できる書類（勤務開始日、週の勤務時間がわかる雇用契約書等）

(5)未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

- ア 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書
- イ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後3か月以内のもの）
- ウ 所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）
- エ 保育士証の写し
- オ 雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）

(貸付決定)

第6条 県社協会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(借用証書の提出)

第7条 前条の規定により借受人は、借用証書、誓約書、振込口座届出書を県社協会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 前条の規定により借受人は、連帯保証人1名を立てなければならない。なお、借受人等が未成年者である場合には、連帯保証人は親権者または法定代理人でなければならない。

ただし、借受人が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を親権者または連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は親権者または法定代理人以外の者でも差し支えない。

- 2 連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担する。
- 3 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、別に定める連帯保証人変更届を県社

協会長に提出しなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第9条 県社協会長は、借受人が、次のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除する。

(1)保育士修学資金

- ア 退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- エ 死亡したとき。
- オ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(2)保育補助者雇上費

- ア 保育補助者が退職、心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき、又は死亡した場合であって、直ちに新たな保育補助者の雇用を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する若しくはそれに準ずる者として県社協会長が認めることが著しく困難であるとき。

- イ その他、保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(3)未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他、保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(4)就職準備金

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他、就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(5)未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他、利用料金の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 県社協会長は、次に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月

の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わない。

(1)保育士修学資金

借受人が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(2)保育補助者雇上費

保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。

(3)未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

借受人が疾病その他の理由により休職したとき。

(4)未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

借受人が疾病その他の理由により休職したとき。

3 県社協会長は、借受人が修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。

(返還債務の当然免除)

第10条 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、修学資金等の返還の債務を免除することができる。

(1)保育士修学資金

ア 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、本県内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国とし、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。）の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(2)保育補助者雇上費

ア 本県内の施設又は事業所において保育補助者が保育の補助等に従事し、貸付けを受けた一定期間内に保育士資格を取得したとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(3)未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

ア 借受人が本県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人等の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(4)就職準備金

ア 借受人が本県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(5)未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

ア 借受人が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(返還)

第11条 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する

月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1)修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
- (2)保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3)借受人が本県内において第10条の(1)から(5)までに規定する業務に従事しなかつたとき。
- (4)借受人が本県内において第10条の(1)、(3)、(4)又は(5)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5)保育補助者雇上費の借受人が、本県内において第10条の(2)に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (6)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2　返還期間

(1)保育士修学資金

貸付期間の2倍に相当する期間で、最大4年以内。

(2)保育補助者雇上費

貸付期間の2倍に相当する期間で、最大6年以内。

(3)未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

貸付期間の2倍に相当する期間で、最大2年以内。

(4)就学準備金

2年以内。

(5)未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

貸付期間の2倍に相当する期間で、最大4年以内。

（返還債務の履行猶予）

第12条　当然猶予

県社協会長は、借受人が、修学資金等の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金等の返還債務の履行を猶予することができる。ただし正規の修学期間を限度とする。

2　裁量猶予

県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還債務の履行を猶予できるものとする。

- (1)本県内において第10条の(1)から(5)までに規定する業務に従事しているとき。
- (2)災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3　前項第2号の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予期間は、第10条の(1)に規定する業務に従事しているときは5年、(2)に規定する業務に従事しているときは3年、その他は2年を限度とする。ただし、県社協会長が必要と認める場合

は、この限りではない。

4 第1項又は第2項の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、別に定める修学資金等返還猶予申請書に第1項又は第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第13条 県社協会長は、借受人が、次の各号の一に該当する場合は、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

- (1)死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったときは、返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ）の全部又は一部。
- (2)長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
- (3)本県内において2年以上第10条の(1)に規定する業務に従事したときは、返還債務の額の一部。
- (4)本県内において1年以上第10条の(2)から(5)に規定する業務に従事したときは、返還債務の額の一部。

(返還債務の免除申請)

第14条 第10条及び第13条の規定による修学資金等の返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める修学資金等返還債務免除申請書に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(延滞利子)

第15条 県社協会長は、借受者が正当な理由がなくて修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、延滞元金につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権としないことができる。

(届出)

第16条 修学資金等の借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに定める届書にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

- (1)住所又は氏名を変更したとき。
- (2)休学し、復学し、又は退学したとき。
- (3)停学又は退学の処分を受けたとき。

- (4) 貸付け辞退するとき。
- (5) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (6) 養成施設を卒業したとき。
- (7) 保育士登録をしたとき。
- (8) 保育士の業務を開始したとき。
- (9) 保育士の業務に従事する施設を変更したとき。
- (10) 保育士の業務に従事しなくなったとき。

2 連帯保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者が死亡し、又は所在不明となった時等は、直ちに死亡・所在不明等届に死亡届等を添付し、県社協会長に提出しなければならない。

(実施細目)

第17条 この規程の施行にあたっては、「静岡県保育士修学資金等貸付事業実施要綱の改正について」(平成29年2月21日付けこ未第1307号、静岡県健康福祉部こども未来局長)によるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月29日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この改正は、平成28年11月25日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この改正は、平成29年3月3日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

なお、本要綱の施行に伴い、平成29年度以前に制定した「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程」(以下「旧貸付規程」という。)は廃止するものとし、本要綱の施行前に、旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年9月1日から施行する。(改正後の要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。)

附 則

この改正は、令和2年11月20日から施行する。(改正後の要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。)

附 則

この改正は、令和3年12月27日から施行する。(改正後の要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。)

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

保育士修学資金貸付申請書

令和 年 月 日 記入

1 借入希望者の状況：必ず本人が記入してください。

養成施設名 (入学 在学中)		学科・課程	
		学年	
入学(在学)年月		令和 年 月	卒業年月
申請者	フリガナ		
	氏名		
	住所	〒	
	電話(自宅)		携帯電話
	生年月日	年 月 日 (歳)	
父母等 (連帯保証人)	フリガナ		
	氏名		
	住所	〒	
	電話(自宅)		携帯電話
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	職業	申込者との 関係	
父母等 (連帯保証人)	フリガナ		
	氏名		
	住所	〒	
	電話(自宅)		携帯電話
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	職業	申込者との 関係	

記載事項（住所や電話番号等）が同じ場合は、「同上」の記載で結構です。

両親がいる場合は、2名の記入が必要です。

2 借入希望(修学資金および入学準備金)

※修学資金の借入れをせず、入学(就職)準備金のみの借入はできません。

借入を希望する資金に○印	借入希望期間	令和6年4月～令和7年3月（12か月）
	修学資金	600,000円 ①（月額50,000円×12月）
	入学準備金	200,000円 ②（入学年度のみ申込可）
	就職準備金	200,000円 ③（卒業年度のみ申込可）
	合 計	円 (①のみ又は①+②又は①+③)
他の奨学金等の借入状況		名称 高等教育修学支援新制度
		借入状況 借入中・申請中・申請予定
		名称
		借入状況 借入中・申請中・申請予定

※高等教育修学支援新制度の利用者は減免額、入学金、授業料等の確認資料の提出が必要です。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

上記のとおり申請します。 申請者氏名は申請者本人が自署しました。

申請者氏名 _____
(自署)

上記の申請により修学資金の貸付けを受けたときは、その返還について、連帯して債務を負担することを誓約します。連帯保証人氏名は連帯保証人が自署しました。

連帯保証人 氏名 _____
(自署)

推 薦 状

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长 様

(養成施設)

所在地 〒

名称

学校長の職名及び氏名

下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適格であると認められるので
推薦いたします。

申請者氏名		学 年	
(推薦理由) ※下記の項目で該当するものに○を記入してください。			
◎保育士資格取得に向けて熱意を有している			
◎卒業（資格取得）後、県内で5年以上指定施設にて保育士等業務に従事する意思を有している			
◎その他特記事項 ※特に記載すべき事項がある場合のみ			

保育士修学資金 福祉事務所長意見書

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

福祉事務所長

下記のとおり当福祉事務所の意見を申し上げます。

申請者氏名					申請者生年月日	年　月　日生				
世帯主氏名					生活保護開始年月日	年　月　日生				
					世帯主生年月日	年　月　日生				
住所	〒									
給付内容・収入認定額	生活扶助 円				(現物給付、その他)					
	住宅扶助 円									
	教育扶助 円				最低生活費 円					
	医療扶助 円				収入認定 円					
	介護扶助 円				給付総額 円					
世帯構成	氏名	性別	年齢	職業	続柄	氏名	性別	年齢	職業	続柄
生活保護受給経過内容										
今回の貸付申込に対する意見										
※本貸付により自立助長効果に関する意見及び世帯分離の要件に合致するか否かについて記載してください。										

誓 約 書

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、保育士修学資金等貸付要綱を守り、養成施設を卒業後、県内において同要綱第10条第1項に規定する施設において児童の保護等に従事することを誓います。
なお、修学資金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。
借受人住所氏名は、借受人本人が自署しました。

決定番号

住 所

氏 名
(自署)

私は、修学資金については、返還債務を本人と連帶して負担します。
連帯保証人住所氏名等は、連帯保証人本人が自署しました。

住 所

氏 名
(自署)
連帯保証人 本人との続柄(関係)

電話番号

様式第5号（用紙　日本産業規格A4縦型）

振込口座届出書

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长 様

決定番号

住 所

氏 名

電 話

保育士修学資金貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

届出区分	養成施設名	
新規・変更		

振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫								本店	支店
	金融機関コード					支店コード					
預金口座 番号に○をつけてください	1 普通	口座番 号									
	2 当座										
口座名義	フリガナ										
	氏 名	(姓)					(名)				

※口座番号は右詰で記入すること

※振込口座は就学生本人名義に限る

※口座名義、口座番号確認のため、通帳の写しを添付すること

借　　用　　証　　書

借用金額	金	円
------	---	---

(収入印紙貼付)
契約金額が
1万円超 10万円以下のもの 200円
10万円超 50万円以下のもの 400円 50万超
100万以下のもの 1000円 100万超 500万以下のもの 2,000円

割印

私は、上記のとおり保育士修学資金を借用しました。この資金は、保育士修学資金等貸付要綱に従い返還します。借受人住所氏名は、借受人本人が自署しました。

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住　　所

氏　　名
(自署)

私は、借受人と連帶して、返還債務を負担します。
連帯保証人住所氏名は、連帯保証人本人が自署しました。

連帯保証人 住　　所

氏　　名
(自署)

辞 退 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

保育士修学資金の貸付けを受けることを辞退するので、届け出ます。

貸付期間	令和 年 月～令和 年 月 (年 か月)	貸付決定額	円
交付済期間	令和 年 月～令和 年 月 (年 か月)	交付済額	円
辞退	貸付金について 令和 年 月分の交付から辞退します。		
理由			

※ 貸付金の辞退により貸付けが終了すると、終了した月の翌月より返還が始まります。

辞退後も引き続き養成施設に在学する場合は、返還猶予が可能ですので、あわせて手続きをしてください。

就 学 確 認 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

氏 名

現在、次のとおり就学を継続していますので、届け出ます。

フリガナ 氏名		生年 月日	年 月 日 (才)		
住所	〒	電話	固定 携帯		
養成施設名				学 年	
養成施設 所在地	〒	電話			
修学資金 貸付期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
給付金 支給対象月	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
特記事項					

様式第9号(用紙 日本産業規格A4縦型)

休学・復学・退学届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

から休 学

令和 年 月 日 に 復 学 したので、届け出ます。

に 退 学

休 学

上記のとおり 復 学 したことを証明します。

退 学

令和 年 月 日

養成施設の名称
及 び 所 在 地

養成施設の長（氏名）

様式第10号(用紙　日本産業規格A4縦型)

返還協議書

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号

貸付けを受けた保育士修学資金について、下記のとおり返還を希望します。

在学中または卒業した養成施設の名称	貸付決定日	令和 年 月 日
貸付金額	元金	円
貸付期間	令和 年 月 から 令和 年 月まで	
返還理由発生年月	令和 年 月	返還理由
返還期間 (貸付期間の2倍に相当する期間内)	令和 年 月 から 令和 年 月まで	(回)
返還方法	月賦	半年賦
1回の返還金額		円

停 学 ・ 退 学 处 分 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

停学

令和 年 月 日に の処分を受けたので、届け出ます。

退学

停学

上記のとおり の処分をしたことを証明します。

退学

令和 年 月 日

養成施設の名称
及 び 所 在 地

養成施設の長（氏名）

修学資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

保育士修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた 資 金 の 種 類 (○をつけてください)	入 学 準 備 金	入学年月日	年 月 日		
	就 職 準 備 金	卒業年月日	年 月 日		
借 入 金 額	元金 円				
返 還 残 額	元金 円				
猶予を受けようとする期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで (か月)				
猶予申請の理由	1 貸付契約解除後も引き続き当該養成機関に在学している				
	学校名	年制	年制	学年	年
	入学日	年 月 日	卒業見込年月	年 月 日	
2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある いつからどのような状況なのか詳しく記載してください					
3 養成施設卒業後規定された業務に従事することができなかつたが、卒業後 2年以内に規定する業務に従事する意志がある。					

様式第13号(用紙 日本産業規格A4縦型)

就職準備金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

(自署)

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

(自署)

電話番号

保育士修学資金のうち、就職準備金を申込みます。

養成施設名	入学日	年 月 日
就職準備金 借受希望額	200,000 円	
修学資金借受期間	年 月 から	年 月 まで
修学資金借受金額		円

就職準備金の使途	使 途	金 額
		円
		円

様式第14号(用紙　日本産業規格A4縦型)

卒業（修了）届

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり養成施設を卒業したので、届け出ます。

1 養成施設の名称

2 卒業年月日 令和　年　月　日

上記のとおり卒業したことを証明します。

令和　年　月　日

養成施設の名称
及び所在地

養成施設の長（氏名）

㊞

※上記の養成施設による証明または卒業証明書（修了証書）等の写しを添付してください。

様式第15号(用紙　日本産業規格A4縦型)

資格登録届

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长 様

決定番号

住所

氏名

電話番号

次のとおり保育士登録をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

1 登録年月日 令和　年　月　日

2 登録番号

※保育士証の写しを添付してください。

様式第16号(用紙 日本産業規格A4縦型)

業務開始届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり規定された業務を開始したので、届け出ます。

1 業務開始年月日 令和 年 月 日

2 業務に従事する施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	電話番号
職 種	
勤務時間	週 時間

上記のとおり業務を開始したことを証明します。

令和 年 月 日

施 設 等 の 名 称

及 び 所 在 地

施設等の長(氏名)



就業確認書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

現在、次のとおり就業を継続していますので、届け出ます。

フリガナ 氏名		生年 月日	年 月 日 (才)
住所	〒	電話	固定 携帯
施設等 名称		種別	
施設等 所在地	〒	電話	
就業期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (現在の職場での就業期間) ____年____月____日 ~ ____年____月____日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む		
就業時間	1週間あたり 時間 (時 ~ 時 : 日)		
職種・ 内 容			
特記事項			

様式第18号(用紙 日本産業規格A4縦型)

修学資金返還債務免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長様

決定番号

住所

氏名

電話番号

保育士修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

卒業した養成施設の名称	養成施設卒業年月日		年 月 日
	保育士登録年月日		年 月 日
貸付けを受けた金額	円		
返還済額	円		
未返還額	円		
免除申請額	円		
免除申請の理由			
規定された業務に従事した施設等の名称	職種	業務に従事した期間	
		年 月 日から	年 月 日まで
		年 月 日から	年 月 日まで
		年 月 日から	年 月 日まで
		年 月 日から	年 月 日まで
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		

業務従事期間証明書

氏名	
採用年月日	年 月 日
雇用形態	正職員・常勤(正職員以外)・非常勤・パート・アルバイト・日雇い
業務内容 (詳細に)	
施設等種別・職種	
勤務地	
勤務日数 (基本勤務時間)	1週間あたり _____ 時間勤務 (____時 ~ ____時、____日)
業務従事期間	<p>____年____月____日 から ____年____月____日 まで</p> <p>(うち、休職期間)</p> <p>____年____月____日 から ____年____月____日 まで</p> <p>※休職期間には、育休(産休、介護休暇)を含む</p>
<p>上記の者が記載した条件で業務に従事していたことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(雇用主) 施設名</p> <p>住 所</p> <p>施設長名 _____ 印</p> <p>電話番号</p>	

様式第20号(用紙　日本産業規格A4縦型)

業務廃止届

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり規定された業務に従事しなくなったので、届け出ます。

1 業務廃止年月日 令和　年　月　日

2 業務に従事していた施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	電話番号
職 種	

※ 様式第19号「業務従事期間証明書」を添付してください。

様式第21号(用紙　日本産業規格A4縦型)

業務従事施設等変更届

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり業務に従事する施設等または職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区分	変更前	変更後
施設等の名称		
施設等の所在地	〒	〒
職種		

2 変更年月日 令和　年　月　日

3 添付書類

- (1) 様式第19号「業務従事期間証明書」
- (2) 転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し

死　亡・行　方　不　明　等　届

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长 様

(届出者)

住　　所

氏　　名

借受人との関係（続柄）

電話番号

次のとおり保育士修学資金の貸付けを受けた者の状況を報告します。

1 貸付けを受けた者

決　定　番　号	
住　　所	〒
氏　　名	
貸付けを受けた時の 養成施設の名称	

2 死亡等の日　　令和　　年　　月　　日

※死亡届(写)または住民票除票(マイナンバー記載なしのもの)を添付してください。

様式第23号(用紙　日本産業規格A4縦型)

住所・氏名等変更届

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更事項

区分	変更前	変更後
住所	〒	〒
氏名		
その他		

2 変更年月日 令和　年　月　日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

様式第24号(用紙　日本産業規格A4縦型)

修学資金連帯保証人変更届

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

1 新連帯保証人情報

フリガナ			男・女	電話	固定			
氏名					携帯			
住所	〒 -					申込者との関係		
生年月日	年　月　日(　歳)		世帯人数		人	前年収入		
勤務先名称				勤務先住所				

2 変更理由

誓 約 書

令和　年　月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、保育士修学資金について、返還債務を本人と連帯して負担します。
連帯保証人住所氏名は、連帯保証人本人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名
(自署)

連帯保証人 住所・氏名等変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり連帯保証人の状況に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区分	変更前	変更後
住所	〒	〒
氏名		
その他		

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

施設長意見書(児童養護施設等)

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

施設名

所在地

施設長氏名

標記について、次のとおり意見を述べます。

申請者の状況	申請者の氏名	
	措置年月日	
	措置解除(予定) 年月日	
	進学先名称 所 在 地 進学年月日	
	保護者の状況	
	施設長の意見	

児童相談所長意見書(里親等)

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长 様

児童相談所長 氏名

標記について、次のとおり意見を述べます。

里親等氏名		
里親等住所		
申請者の状況	申請者の氏名	
	委託年月日	
	委託解除(予定) 年月日	
	進学先名称 所在地 進学年月日	
	保護者の状況	
	児童相談所長の意見	

(注) 里親等氏名は、里親氏名またはファミリーホーム名称、ファミリーホーム代表者の氏名を記載すること。